

製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減を義務づける

対象品目を規定する規制の影響の事前評価書

1. 政策の名称

製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減を義務づける対象品目（①エアコンディショナー、②硬質ウレタンフォーム、③噴霧器）を定める。

2. 担当部局

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室長 大木 雅文
電話番号：03-3501-4724 e-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成26年11月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）に基づき、フロン類の使用の合理化によってフロン類の排出を抑制するため、フロン類を使用する製品の製造業者等にその製造する環境影響度（フロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度）の低減を求めするため、対象となる製品の範囲を定めることが目的である。

(2) 規制の内容

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を促進するため、我が国において大量に使用され、かつ、その中に相当量のフロン類が使用されている製品等であって、その使用等に伴うフロン類の排出の抑制を促進することが技術的に可能なもの（以下「指定製品」という。）の製造業者等が、フロン類の使用の合理化を促進するために指定製品の環境影響度の低下に関して遵守すべき判断の基準となるべき事項を一定の目標年度とともに定めることとしている。

今回、3品目（①エアコンディショナー、②硬質ウレタンフォーム、③噴霧器）をフロン排出抑制法の対象品目として追加し、製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減を進めるものである。

(3) 規制の必要性

オゾン層破壊効果のある「特定フロン」から、オゾン層破壊効果はないが温室効果が高い（CO₂の数千倍）「代替フロン」への転換が進んでいることにより、今

後10年で冷凍空調機器（フロン類を冷媒として使用）からのフロン類の排出量が2倍となる見込み。排出源となるフロン類のストックそのものを減らすため、新規に製造するフロン類使用機器・製品であって、技術的に可能なものについては、ノンフロン・低GWP（地球温暖化係数、Global Warming Potential）化を進めることが必要である。

（4）法令の名称・関連条項とその内容

【名称】

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

【関連条項】

・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律第2条第2項

“この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品（我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。）その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。”

（5）規制により影響を受ける関係者

以下の3者が想定される。

- － 対象品目を生産する製造事業者等
- － オゾン層破壊の影響により、環境・生活面で損害を被る社会・国民
- － 規制の執行事務（管理・検査・監督）を行う行政（国）

5. 想定される代替案

今回、指定製品として指定することに関して、品目を指定する原案と、それ以外の代替案の費用便益分析による政策評価を検討する。

品目を指定する原案は、使用されるフロン類の環境影響度の低減を義務づける製品の範囲を具体化する内容であるが、これに対する代替案としては、特定のフロン類を使用する製品の製造・輸入自体を禁止する案（代替案①）や、事業者に対して、環境影響度の低い製品の自主的な開発・生産計画を作成させ、遵守させる案（代替案②）があり得る。

以下では、原案と代替案（上記①及び②）を比較する形で費用及び便益の分析を行いたい。

6. 規制の費用

	遵守費用	行政費用	その他の社会的費用
原案	事業者によっては、研究開発、設備導入・維持費用等が発生する可能性がある。	国において、遵守状況の把握等にかかる費用が発生する。	事業者により（高い温室効果を持つフロン類を使用する製品を製造・輸入している場合には）、事業者の競争する手段・活動を一定程度制限する可能性がある。
代替案①	事業者によっては、廃業又は事業・設備の転換に係る費用が発生する。	国において、遵守状況の把握等にかかる費用が発生する。	直接の製造・輸入制限であり、事業者の競争する手段・活動を制限する。
代替案②	生産計画策定への対応、事業者によっては研究開発、設備導入・維持費用等が発生する。	国において、生産計画の検証、遵守状況の把握にかかる費用が発生する。	事業者の開発・生産計画は事業活動の基礎であり、事業者の競争する手段・活動を制限する可能性がある。

7. 規制の便益

	便益
原案	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に販売されるフロン類使用機器・製品のノンフロン化・低GWP化を進めることによって、今後益々増加すると予想されるフロン類の使用・大気中への排出を中長期的に抑制し、環境への影響を防止することができる。 ・制度の導入によって、代替物質を使用した製品の研究開発、実用化、商業化を加速し、フロン類による環境影響度の低減のためのイノベーションを達成することで、それらの製品の世界市場における競争力強化につながることを期待される。
代替案①	<ul style="list-style-type: none"> ・高い温室効果を持つフロン類を使用した機器・製品の製造・輸入を削減することで、フロン類の使用・大気中への排出を中長期的に制限し、環境への影響を防止することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・代替案のみでは、一定の基準以上の高GWP製品が禁止されるのみで、基準以下の製品については、更なる低GWP化・イノベーションのインセンティブにならない。
代替案②	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な計画をどの程度国が管理し、遵守させるかによるが、フロン類の使用・大気中への排出を一定程度は中長期的に抑制し、環境への影響を防止することができる。 ・代替案のみでは、更なる低GWP化・イノベーションのインセンティブにはならない。

8. 政策評価の結果

【費用】

事業者については、現状に比べ原案、代替案とも費用が発生するが、代替案①の場合は、直接の製造・輸入制限（禁止等）であり、影響が大きいものに対して、原案は、事業者に対応の方法を検討する予定が残されており、費用発生による影響は限定的である。

【便益】

原案、代替案ともフロンストックからのフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化を防止する効果が期待されるが、代替案②は自主的な計画に留まり、抑制効果は原案・代替案①に比べて低い。また、原案は事業者が製品構成を自ら選択できることから、更なる製品開発・イノベーションへのインセンティブが働くが、代替案ではインセンティブが働かない。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が確実に、費用発生による影響は限定的であることから、当該規制は適切であると考えられる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

本制度については、フロン排出抑制法の内容を審議する、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）

「冷凍空調機器全般及びそれ以外のフロン類使用製品等について、製品等ごとの実態を十分踏まえつつ、フロン類使用製品等の製造事業者及び輸入事業者に対して、代替品への転換を促していくような対策が望まれる。そこで、国内外の今後の技術進歩や

市場の動向等も織り込みつつ、漸進的かつ着実にノンフロン・低GWP化を後押しするため、以下のような措置を講じることが適切である。

①フロン類使用製品等のノンフロン・低GWP化を促すため、製品の適切な区分ごとに、製造・輸入業者に対して、一定の目標年度における基準値達成を求める。

※ 対象製品及び基準値については、代替物質の有無のほか、メンテナンス面を含む安全性、経済性、供給の安定性、これらと両立する最も優れたノンフロン・低GWP製品の性能（省エネ性能を含む）、新たな技術開発の将来見通し等を考慮して設定する必要がある。また、目標達成は出荷量による加重平均で評価する等の工夫が必要である。

②フロン類による温室効果に対する認識を高め、低GWP製品の導入を啓発するよう、ユーザーや消費者にも分かりやすいフロン類使用製品等への表示の充実を図る。

③制度面の対応に加えて、製品メーカーや製品ユーザーを後押しする技術開発・技術導入施策や、新しい代替冷媒に対応した機器設置・メンテナンス人材等の育成及び業者の質の確保、普及啓発といった施策を併せて実施する。

以上の議論を踏まえ、フロン排出抑制法成立後、特に指定製品については、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループにおいて、計6回の審議を行い（平成25年12月13日から平成26年6月27日）、対象となる製品群の検討をおこなってきたところ。

10. レビューを行う時期又は条件

フロン排出抑制法の附則の規定に基づき、フロン排出抑制法の施行5年後を予定。